

令和7年度 減塩食普及プロジェクト 「いわきひとしお」プロモーション等業務委託仕様書

I 減塩食普及プロジェクト「いわきひとしお」について

本市では、健康寿命（お達者度）や、心疾患、脳血管疾患の標準化死亡比、特定健診受診率や内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者及び予備群該当者割合等の項目において、全国、県及び県内他市と比較し、低迷している状況となっており、健康指標の改善が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、本市の健康課題の一つとして、塩分摂取量が国の定める目標量に比べて高く、高血圧が一因と考えられる疾患等による死亡割合が高い状況にあることから、市民の高血圧予防及び改善につなげることを目的に、官民が連携し、減塩意識の啓発や減塩食の普及を図るものである。

《「いわきひとしお」ロゴ》



- 1 いわきの人と塩
・人と塩の関係を考え直す
- 2 ひとつまみの塩
・ひとつまみ分の塩を減らしましょう
- 3 喜びひとしお
・減らした分、食材の美味しさも、暮らす喜びもひとしお

【これまでの取り組み】

① 減塩商品やレシピの開発・販売

スーパーでの塩分に配慮した弁当の開発・販売、市役所の管理栄養士が展開するプロジェクト「ひとしおラボ」による減塩レシピの開発、レシピブックの作成・配布、学校・保育所給食等での提供。

② 減塩推奨デー「いわきひとしおの日」（毎月17日）の啓発

のぼり旗の掲出、スーパー折込チラシへの情報掲載等。

③ 官民連携による減塩企画の実施

食品メーカー・地元スーパーとの連携による減塩商品売り場の設置や啓発媒体の作成及び配布、啓発イベントにおけるみそ汁の飲み比べや塩味チェックの実施、市役所食堂における減塩ランチの提供のほか、市内イベントにおける飲食店等と連携した開発メニューの提供、市内飲食店等と連携した「減塩メニューを食べようキャンペーン」の実施等。

④ 企業の社員食堂の減塩化

社員食堂で提供されるみそ汁等の塩分濃度を段階的に下げる取り組みの実施。

⑤ 情報発信

広報いわきへの減塩レシピ等の掲載、減塩商品へのスイングPOPの設置、YouTubeや各種SNS・いわきひとしお公式ホームページの開設・いわき応援大使が出演する減塩アイデア動画や減塩レシピ動画の投稿、さらには商業施設内フードコートのシールメディア掲出や地元情報誌へ取り組み内容等の掲載、ロゴ

入りクリアファイルの制作および配布による情報発信等。

⑥ ブランディング

減塩に関する啓発のための「いわきひとしお」のロゴ使用申請制度の創設。

2 令和7年度の「いわきひとしお」の取組みの方向性

令和7年度においては、既存のリソース「いわきひとしお」ロゴや市が管理運営を行うWEBサイト「いわきひとしお公式ホームページ」や「いわき健康ポータルサイト」等を活用しながら、「市民が生涯にわたり心身ともに健康で、生き生きと生活ができる健康長寿社会の実現」を目指すため、更なる減塩食普及に向け、「いわきひとしお」の認知度を向上させブランディングを図る取組みを一体的に実施することで、市民の減塩意識の更なる醸成を目指す。

【令和7年度の取組み】

令和7年度は、本業務委託のほか、下記の新たな取組みを行う予定。

① 官民連携企画

- ・ いわきFCと連携したレシピ開発、料理教室、啓発動画の作成・公開

② いわきひとしお普及のためのサポーター制度の導入

- ・ いわきひとしおのコンセプトに賛同したうえで、市民への普及・啓発活動に協力いただけるサポーター制度をモデル事業として導入・運用開始。

③ いわきひとしお公式ホームページを通した情報発信

- ・ コンセプト、開発レシピ、ひとしおラボの減塩に関するコラム等が集約されたホームページで、令和7年3月より運用開始。

3 業務名

令和7年度 減塩食普及プロジェクト

「いわきひとしお」プロモーション等業務委託

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月24日まで

5 業務内容

(I) 減塩食普及プロジェクト「いわきひとしお」のブランディング及びプロモーション業務

① 本プロジェクトのプロモーション活動に関する企画・立案業務

新規の企画のほか、【これまでの取組み】で実施した事業をブラッシュアップする提案も可。

- ・ 本プロジェクトについて広く市民に周知するための企画・立案を行い、市民が減塩に取り組むきっかけとなるような情報について、メディアへの掲

載など効果的な手法により発信すること。

- ・市の管理栄養士が展開するプロジェクト「ひとしおラボ」と連携し、減塩レシピの周知のための企画等を提案・実施すること。（令和5・6年度：試食&お披露目会を実施）

②「おいしい減塩食」を体感できる機会の創出

- ・「減塩＝おいしくない」というイメージを払拭し、減塩に取り組みたくなるような「おいしい減塩食」を実際に体感・体験してもらえる機会を作る

【例】市内商業施設の店頭や市内開催の各種イベントへの出店、シェアキッチン等における減塩レシピの提供、減塩商品の試食（みそ汁の飲み比べ）体験など。（出店についてはブース・テント等の設置やキッチンカー使用など方法を問わない）

- ※ イベントには、「ひとしおラボ」のメンバーも立ち合う。
- ※ 提供レシピは、「ひとしおラボ」のレシピを基本とすること。
- ※ レシピの提供方法については、販売・無償配布を問わない。
- ※ 開催場所・回数については、効果的・効率的に実施するものとし、最低5回は実施すること。
- ※ 出店に係る手続きを行うとともに、経費一式（機材、食材、出店料等）は委託料に含める。

③本プロジェクトを周知する媒体(デジタル・紙・映像・歌・音源等手法は問わない)の制作、発信業務

- ・市民に本プロジェクトを印象付ける効果的な媒体とすること。
- ・なお、制作後の著作権は市に帰属するものとする。

④本プロジェクトのプロモーショングッズ企画制作業務

- ・本プロジェクトの認知度向上及び減塩意識の啓発につながる、「いわきひとしお」ロゴを用いたグッズを開発し、市内イベント等で一定程度周知できる個数を制作すること。また、制作したグッズの周知にも努めること。（協力を得られる市内店舗等への設置など）

例：「いわきひとしお」ロゴ入りの缶バッジ、ラバーバンド、クリアファイル、エプロン、バンダナ、調理器具（計量スプーンや醤油スプレー）等

(2) 市民の減塩意識調査

今後の本市の減塩食普及の取組みに繋がるアンケート調査及び分析業務を実施すること。なお、実施に当たっては、市内のイベントや本プロモーション業務を活用することも可とする。

調査対象	いわき市民
調査数	200人程度×2回
設問内容	・基本的には、過年度実施の設問と同様とするが、事業効果を高める上で有効な設問を新たに設けることも可能とする。 ・調査結果の取りまとめは、過年度の結果との推移がわかるものとする。

その他	・アンケートの実施に当たっては、WEB等を活用するなど工夫すること。
-----	------------------------------------

6 業務の執行体制の確保

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにし、契約締結後、速やかに書面で提出すること。

7 市との調整

(1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。

なお、内容に疑義が生じたときは、速やかに市と協議しなければならない。

(2) 受託者は、市が本業務に係る進捗状況について報告を求めた場合、市が指定する方法で、速やかに報告しなければならない。

8 機密保護・個人情報保護・セキュリティ

(1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。

(2) 受託者は、本業務の調査結果（業務の過程で得られた記録等を含む。）を市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

(3) 受託者は、本業務の履行のために市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。

(4) 受託者は、本業務の履行において取扱う情報及び情報資産について、いわき市情報セキュリティポリシーに基づいて取扱うこととする。

(5) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行するうえで、個人情報を扱う場合は、「いわき市の保有する個人情報管理規程」を遵守しなければならない。

9 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

10 提出書類

(1) 着手届

(2) 業務完了報告書

(3) 本業務で作成した広報物等

(4) 実績報告書（事業実施記録、アンケート調査結果、事業の効果検証等）

(5) その他、市と協議し必要定めた成果品等

11 提出場所及び担当部局

いわき市保健福祉部健康づくり推進課健康政策係

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

電話：0246-22-7442 FAX：0246-22-7570

12 規定外事項

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（使用者への周知）

第3 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、その事務に従事する期間及びその期間の経過後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（個人情報取扱責任者の設置）

第4 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、事務に従事する者への教育等をする者として個人情報取扱責任者を置かなければならない。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

（適正な管理）

第7 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。

（複写等の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又は持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

（作業場所の指定）

第9 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、甲の指定する場所で行わなければならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第10 乙は、この契約による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査・監査を受ける義務)

第12 甲は、個人情報の管理状況等について、必要と認めるときは随時に検査・監査を実施することができる。乙は合理的事由がある場合を除き、甲又は甲が指定した者の検査・監査を受けなければならない。この義務は本契約を再委託した場合における、再委託先に対する検査・監査についても同様とする。

(資料等の返還)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(事故発生時の報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって甲に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第15 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第16 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約を解除し、当該解除により生じた損害について損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注) 1 甲は委託者を、乙は受託者をいう。

2 個人情報の取扱いを伴う事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。